

普通預金をお持ちの
全ての個人のお客さまが
ご利用いただけます

口座番号そのままスマホでカンタン登録！



口座開設時にご登録いただいている
お客さま情報や口座情報などにより
本人確認を実施します。



お客さま情報入力

保有口座を最大5つまで登録できます！



登録した口座が
「通帳アプリ口座」か「有通帳口座」
かが一目でわかります。



口座一覧

直近10回分の取引明細が見られる！



それぞれの明細をタップすると
その明細の詳細情報が確認できます。



入出金明細照会

最大2年間分の取引明細が見られる！



通帳アプリ切替後の取引明細がご確認
いただけます。総合口座の場合、
総合口座定期預金も閲覧可能です。



入出金明細

検索・メモなど便利な管理機能も！



期間・金額などから明細を探せます。
また、各明細にメモ情報を書いたり、
過去の明細をファイル保存できます。



明細検索

ご留意いただきたい事項

紙通帳から通帳アプリに切り替えた場合、これまで
使用していた紙通帳はご使用いただけなくなり、
**ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金・定期
入金等）もご利用いただけません。**

紙通帳から通帳アプリに切り替える場合、切替前
日以前の取引明細は通帳アプリではご覧いただけ
ませんので、**記帳してから通帳アプリへお切替い
ただくことをお勧めします。**

なお、切替前日以前の未記帳明細の確認は、ご来
店いただく必要があり、**取引明細の発行には、
当金庫所定の取引明細発行手数料がかかります。**

通帳アプリをご利用の口座を紙通帳へ戻す際には、
当金庫所定の通帳発行手数料がかかります。

～ご登録時には口座番号が必要となります～

お問い合わせ先

本店営業部	☎ 059-352-3222	上野営業部	
富田支店	☎ 059-365-3225	西出張所	☎ 0595-21-3322
高花平支店	☎ 059-321-2727	山田支店	☎ 0595-47-0331
中部支店	☎ 059-353-3141	青山支店	☎ 0595-52-0024
阿倉川支店		緑ヶ丘支店	☎ 0595-23-4455
川原町支店	☎ 059-332-1711	城北支店	☎ 0595-24-2311
日永支店	☎ 059-346-5115	佐那具支店	
塩浜支店	☎ 059-346-7355	阿山町支店	☎ 0595-43-1855
あがた支店	☎ 059-326-3222	柘植支店	
松本支店	☎ 059-354-9811	みなみ支店	☎ 0595-24-5000

鈴鹿支店		名張支店	☎ 0595-63-5111
加佐登支店	☎ 059-382-1411	西原支店	☎ 0595-65-8311
箕田支店			
白子支店	☎ 059-386-0346	事務部	☎ 059-354-9984
住吉支店	☎ 059-378-8661		
亀山支店	☎ 0595-82-2611		
菰野支店	☎ 059-394-0120		

紙通帳から通帳アプリへ

北伊勢上野信用金庫
しんきん通帳アプリ



いつでもどこでも、
入金明細や残高を
スマホで確認！

ご利用
無料

北伊勢上野信用金庫

ご登録方法

1 アプリストアにて『信用金庫』と検索し、アプリをダウンロード



2 アプリ起動後、日本地図からお住まいの地区を選択



3 検索画面より「北伊勢上野信用金庫」を選択し登録する口座の支店番号と口座番号を入力



4 当金庫にご登録いただいているお客様のカナ氏名・生年月日・電話番号下4ケタを入力



5 キャッシュカードの暗証番号を入力しメールアドレスを登録



6 次回以降、本アプリで口座情報を閲覧する際のパスワードを登録



登録完了!

ホーム画面下の「一覧」をタップすると登録口座の一覧が表示され取引明細が確認できるようになります



通帳アプリへの切替方法

1 取引明細の確認画面より「通帳アプリ利用手続きはこちら」をタップ



2 注意事項を必ずお読みください



手続完了!

取引明細の確認画面からスマホを横にしますと通帳が確認できます



「北伊勢上野信用金庫 しんきん通帳アプリ口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「北伊勢上野信用金庫 しんきん通帳アプリ口座」(以下「通帳アプリ口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①総合口座取引規定
 - ②普通預金規定(決済用預金を含む)
 - ③普通預金(決済用預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金共通規定

2. (通帳アプリ口座)

- (1) 通帳アプリ口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳アプリ口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳アプリ口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳アプリ口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳アプリ口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳アプリ口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳アプリ口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳アプリ口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳アプリ口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳アプリ口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。その時点で通帳に記載されていない入出金明細は、店頭にてご確認ください。
- (3) 有通帳口座から通帳アプリ口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

6. (通帳アプリ口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳アプリ口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳アプリ口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記載します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳アプリ口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳アプリ口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (通帳アプリ口座の解約)

- (1) 通帳アプリ口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳アプリ口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳アプリ口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数を申し受けます。

10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上